平成２９年（フ）第１９８号
兵庫県姫路市白浜町丙288番地
破産者　株式会社小井住モータース
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３８１号
鹿児島市七ツ島１丁目１番地23
破産者　鹿児島県鶏卵販売農業協同組合
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１１７号
岡山県小田郡矢掛町下高末2466番地２
破産者　北畠　宏明
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第６２９号
仙台市太白区八木山弥生町16番24号　メゾン塩沢103、従前の住所仙台市太白区長嶺７番10号
破産者　田村由美子
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２４７号
愛知県小牧市外堀２丁目77番地　ガーデン康舟102号
破産者　鳴瀧　幸男
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６３６号
愛知県津島市愛宕町８丁目34番地１　ＳＫビルディング１　305号、従前の住所愛知県津島市柳原町２丁目50番地１　シャリエ津島101号
破産者　松屋油脂こと松島博和こと　李　博和
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５２２号
兵庫県西宮市神呪町１番26号
破産者　田中正一郎
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３７号
青森県八戸市湊高台６丁目10番４号　コーポあけぼのＡ
破産者　若林　　宜
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第７２号
青森県三戸郡三戸町大字川守田字川代28番地
破産者　川市　　豊
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
大津市下阪本６丁目18番４号
破産者　上羽　悦敏
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４５号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町３丁目20番50号
破産者　エスアルファこと蔭山戍子こと　金　戍子
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４８９号
北九州市八幡西区馬場山東３丁目２―22―208号、住民票上の住所北九州市門司区奥田５丁目９番21号
破産者　三浦　春樹
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２９３号
福岡市中央区平尾５丁目22番30―104号、開始決定時の住所宮崎市清水１丁目８―44　妹尾ハイツＢ－１
破産者　白川　雅幸
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第２９５号
堺市西区堀上緑町３丁５番80―106号、開始決定時の住所和歌山県橋本市高野口町伏原122番地
破産者　森井織物こと　森井　嘉春(旧名嘉秀)
1　破産債権の届出期間　平成30年３月23日まで
2　一般調査期日　平成30年５月10日午前10時45分
平成30年２月23日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第７４号
和歌山市西浜885番地
破産者　株式会社水軒
1　破産債権の届出期間　平成30年３月23日まで
2　一般調査期日　平成30年５月10日午後２時
平成30年２月23日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第７５号
和歌山市秋月63番地５、開始決定時の住所和歌山市鳴神709番地６
破産者　大浦　公和
1　破産債権の届出期間　平成30年３月23日まで
2　一般調査期日　平成30年５月10日午後２時
平成30年２月23日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１８７３号
福岡市早良区小田部６丁目12番４号、前住所福岡市中央区大名１丁目３番39号
破産者　中山　悦子
1　破産債権の届出期間　平成30年３月26日まで
2　一般調査期日　平成30年４月27日午後１時30分
平成30年２月23日
福岡地方裁判所第４民事部